

2009年5月20日

各 位

会 社 名 三井住友海上グループホールディングス株式会社
代表者名 取締役社長 江 頭 敏 明
(コード番号：8725)

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ
(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、2009年5月20日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 取得に係る事項の内容

- (1) 取得対象株式の種類 : 当社普通株式
(2) 取得する株式の総数 : 500万株(上限)
(発行済株式総数に対する割合 1.2%)
(3) 株式の取得価額の総額 : 100億円(上限)
(4) 取 得 期 間 : 2010年1月5日～2010年3月24日

(ご参考) 2009年4月30日時点の自己株式の保有

発行済株式総数(自己株式を除く): 419,298,604株
自 己 株 式 数 : 2,022,135株

2. 自己株式の取得を行う理由

当社グループは、資本効率の改善を図るため、2001年10月の統合後、統合時の発行済株式総数の10%を削減することを目標としてきました。今般この方針に基づき、2010年4月に予定しております、あいおい損害保険株式会社およびニッセイ同和損害保険株式会社との経営統合前に、100億円を上限として自己株式取得を実施することといたしました。これは従来の株主還元策に追加して行うものです。

なお、あいおい損害保険株式会社およびニッセイ同和損害保険株式会社との間では株式交換による経営統合協議を進めることについて合意しておりますが、最終合意時に決定する株式交換比率に、今年度実施する自己株式取得を適切に反映する必要から、現時点で決定し公表するものです。また、自己株式の取得時期については、経営統合に関する協議や法定手続の状況を踏まえつつ、関係法令に十分注意して行う観点から、上記のとおり定めるものです。

以 上